

第 1 1 回 議会 運営 委員会

と き 令和 2 年 2 月 3 日 (月)

午前 1 0 時

ところ 第 1 委員会室

付議事項

- 1 執行部正常化のための緊急を要する陳情書・・・資料 1
- 2 モニター意見について・・・資料 2
- 3 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市長専決処分事項について
- 4 議会基本条例の検証について
- 5 議員研修会について・・・資料 3
- 6 その他

令和 2 年 1 月 16 日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

まちづくり会議 Mirai
代表 塩原 薫

執行部正常化のための緊急を要する陳情書

議長におかれましては日々ご健勝のことと拝察いたします。

早速ですが標記の件につきまして下記のとおり陳情いたしますので、ご配慮の程よろしくお願
いいたします。

1、主文

議会と市執行部との信頼関係を確立し健全で正常な関係修復のために市執行部の姿勢を問う
べきである。

2、理由

- ① 平成 30 年 9 月以降の一般質問や委員会において、執行部は(株)小野田青果販売についての
違法性の質問に対して「違法ではない」「グレーな部分はある」等の答弁を繰り返してきた
が、明らかな虚偽答弁を行っていること。
- ② 平成 31 年 3 月 20 日開催の小野田中央青果(株)取締役会議事録が偽造され令和元年 5 月 27
日開催の産業建設常任委員会に提出されたこと。
- ③ 令和元年 5 月 27 日開催の産業建設常任委員会にて広島税理士事務所の監査報告書の内
容について質問を受けた深井次長は、「中央青果につきましては、経理上、挙げる科目が
間違っているとか、そういったところで経理の若干のずさんさも見られるというのがあ
りましたが、明らかに不正と思われるような恣意的行為は認められなかったというところ
です(5月27日議事録抜粋)」との答弁であったが、1500万円の差し入れ保証金等の
重大な事実の記載があったにも関わらず、その問題を隠ぺいし議会の調査を妨害した。
- ④ 上記③の監査報告書を令和元年 5 月 27 日に委員会に提出せず、同年 6 月 17 日の委員会
まで隠ぺいしていたこと。

3、補足

市議会産業建設常任委員会では、「山陽小野田市地方卸売市場の健全化は重大な課題」と受
け止め取り組んでおられます。しかし市執行部は上記のような虚偽の答弁や偽造を行うなど、
議会を混乱させ、「事実の解明から健全化」への道筋をつけるどころか議会との信頼関係を壊



し委員会審査を遅れさせました。

これらの虚偽や偽造について市執行部がどのような考えであるのか、そして佳境を迎えていると思われる市場問題に議会として取り組むにあたりその道筋をつけなければ間もなく提出されるであろうと思われる監査報告書についてもしっかりした議論ができるはずもありません。それどころか執行部への不信感は今後の市政運営に多大なる悪影響を及ぼすものです。

4、証拠書類

- ① 市長の名において5月27日の産業建設常任委員会に提出された小野田中央青果(株)3月20日取締役会議事録
- ② 小野田中央青果(株)代表取締役深井氏が株主に提出した小野田中央青果(株)3月20日取締役会議事録
- ③ 平成26年6月3日開催 第33回株主総会資料(一部抜粋)
- ④ 平成27年5月26日開催 第34回株主総会資料(一部抜粋)

5、証拠補足

- ① について、前日の平成31年3月19日の委員会において、河口部長、深井次長は明日(3月20日)の取締役会に広島県の税理士事務所からの「監査報告があるので」ということを逃げ口上に答弁をかわしていた。しかし後日委員会に提出された3月20日の小野田中央青果(株)取締役会議事録には、監査報告書について一言の説明もなく議会向けに作成された議事録であること。その証として偽造された議事録は株主を含め他に一切公表されていないことから議会向けに作成されたものであることが確認できる。
- ② について、株主が小野田中央青果(株)代表取締役深井氏に請求して入手した3月20日の取締役会の議事録であり、上記①を裏付ける資料である。
- ③ について、13頁の(株)小野田青果販売の営業報告、並びに26年度事業計画には明らかに他の仲買人の職域を犯す営業活動が提案されている。しかも12頁には現農林水産課参与の多田氏の名前があることは偶然の一致であろうか。
- ④ について、上記③と同様に(株)小野田青果販売の営業報告、並びに27年度事業計画には継続的に営業活動の提案がなされている。

※ 上記③④には取締役の行政の名前があり、藤永氏だけの経営責任というのは間違いであり、この事実解明は重要で、藤永氏の参考人招致は必須である。欠席裁判は無効である。

6、緊急を要する理由

3月には退職や移動などの人事異動が行われます。それまでに上記に述べました事実確認と責任問題、そして市場正常化への道筋をつけるには3月定例会では時間切れになると思われるため。

以上

モニターからの意見	担当委員会
<p>モニター意見</p> <p>広域の宇部・山陽小野田消防組合の議員に選任された杉本保喜市議会議員について</p> <p>事実確認</p> <p>① 政治倫理審査会において「係争中のため発言を控える。結論が出たら説明責任を果たす」との内容の発言が杉本議員本人の発言としてあったかどうか。</p> <p>② 政治倫理審査会での結論は「杉本議員に対して議長より嚴重注意、及び杉本議員の議場における謝罪」で間違いないかどうか。</p> <p>③ 2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。</p> <p>④ 杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。</p> <p>杉本議員については法的問題、すなわち公職選挙法について罪は問われておらず、あくまでも政治倫理規定に反するという結論が出されたと認識しておりますが、その審査会の結論が十分に履行されていないと考える。そのような人物が対外的な組織の一員に山陽小野田市議会の決定によって輩出されるということは、本市議会の品格を落とすものであり、宇部市議会に対して申し開きのできない愚行であると断じざるを得ない。</p> <p>速やかに、杉本議員を消防組合から外すべきと考えるがどうか。 また、上記①～④について議会としての考えを問う。</p>	<p>①「全てが明らかになつたら説明責任を果たさなければいけないかなというふうに考えている」「具体的にはまだ考えていないけれども、ただ市民への説明責任というのはどういう形で果たされたと言えるのかということも関わってくると思われるので検討したいと思う」と発言している。</p> <p>②平成30年6月11日は政治倫理審査会長名で議長に提出された審査結果報告書に附帯意見として付せられた意見は「議場における杉本保喜議員に対する議長の注意」「議場における杉本保喜議員の謝罪」となっている。</p>

③④令和元年11月11日にモニターからの意見として提出された時点においては、まず平成30年6月12日の謝罪についてその状況を述べることとなる。杉本議員には議場における謝罪の機会を与え謝罪した。杉本議員は謝罪の気持ちはあったが結果的にその表現内容により謝罪したと理解する者と内容不十分で謝罪にはあたらないとの意見があった。その後、11月29日付けで宇部・山陽小野田消防組合議会議員を辞職し、政治倫理審査会における杉本議員本人の発言に基づき、令和元年12月議会の初日の12月4日に議場において再度の謝罪した。これらが一連の状況であるが、このことから事実行為により謝罪したものと思えるが、説明責任を果たしたか否かについては受け止め方の評価であり、議会運営委員会としてまとめて表現することは極めて困難である。

モニターからの意見	担当委員会
<p>議会モニターからの意見（6）</p> <p>1. 決算審査になっていない。</p> <p>(1) 9月議会は決算議会だが、各委員会の審査状況を見ると「これは何に使ったのか」という質問はされても、1年間を通して予算の使い方や費用対効果などの観点から、議員からの問題点の指摘や洗い出しがされていない。</p> <p>いまの議会に決算審査における監査機能を求めても無理なのでしょうか。</p> <p>(2) かつては「政策形成サイクル」ということがよくいわれて、決算審査では翌年の予算にどうつなげていくかという議論がされていたように思います。だが現状は各委員会（部会）に予算、決算が「分割付託」のように各所管の部分だけが細切れに付託されているためか、各委員会（部会）では視野の狭い議論をせざるを得ないのが現実ではないのでしょうか。本来、議会は一本にまとまらないと力が発揮できないのでは。執行部対議会の構図にするためにどのような改革が必要なのか議論が必要ではありませんか。</p>	<p>現在の審査方法は、これまでの経緯を踏まえて開いているものである。各常任委員会に分かれ担当する予算決算について、分科会方式で審査し、その内容を各分科会長の報告に基づき、予算決算委員会で審査している。分科会の審査にあたっては、あらかじめ担当委員の総意により重点項目事業を定め集中審査し、他の事業等については予算決算の編成方式に従い慎重な審査に努めている。重点項目事業については事務事業評価表を審査の中心に置き、費用対効果をはじめ事業の継続性も含めて、その適性を追及し、審査内容を深めている。しかし、審査の仕組みの問題等、審査における課題を抱えていることも事実であ</p>

2. 9月5日の民福委員会を傍聴して

(4) 9月26日の最終本会議の日の朝刊で、厚労省が市内の日赤病院と市民病院を名指して「診療実績の悪い病院」として統廃合を含めた改善計画を出すように求めた記事が掲載されました。①ガンなどの高度医療の実績が少ない。②救急医療の受け入れが弱い。③「病院機能評価」などの第三者機関による病院評価がされていない。などが理由としてあげられていますが、なぜこんな大事な問題が、どの議員からも「緊急質問」などの形で、誰も取り上げなかったのか疑問です。

り、今後における対応を十分検討していく必要性も感じている。
議会としてもその役割が適正かつ十分に発揮できるよう努めていきたい。

新聞報道された内容の取扱いについて、緊急質問として取り上げる必要があると判断されなかったものと思われる。

令和元年度 山陽小野田市議会議員研修会（案）

- 日時 令和 2 年 2 月 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分から
- 場所 第 2 委員会室
- 講師 伊関 友伸 氏（城西大学経営学部マネジメント総合学科教授）
- 演題 「地域の医療を残すために」
- 内容
 - 1 開会挨拶
 - 2 講演、質疑応答
 - 3 閉会挨拶
- 対象 議員、事務局職員
- 傍聴